

平成22年度 事業計画

○地域密着とワンストップサービスの提供

平成22年度は、先般の厳しい経済環境を踏まえ、財団内が一丸となって、さいたま市の政策と連動しながら、市内中小企業者の方々等のための事業を展開してまいります。

地域に密着した支援機関として、引き続き創業者、経営者のサポートから従業員の福利厚生まで、幅広いサービスをワンストップで提供してまいります。

○支援事業計画の概要

企業の経営環境は、一部指標に改善の動きがみられるものの、小規模事業所を中心に大幅な売上高の減少が続くなど、厳しい状況が続いております。こうした中、平成22年度は、“経営の安定”と“成長の後押し”の両面から、市内企業及び創業者を支援してまいります。

“経営の安定”につきましては、窓口相談や制度融資等によって親身の対応を心掛け、一方、“成長の後押し”に関しましては、職員やアドバイザーが積極的に企業訪問するなどして有望な事業の発掘を行い、さいたま市ニュービジネス大賞やさいたま市テクニカルブランド認証事業の枠組みも活用して、支援を行います。また、地域の課題解決につながるコミュニティービジネスや、将来の地域経済を牽引するようなベンチャー企業の育成にも注力してまいります。

○融資事業計画の概要

直近の経済報告は、8ヵ月ぶりに上方修正されましたが、予断を許さない状況にあります。この依然として厳しい状況のなか、市内中小企業者及び創業者の円滑な資金調達を支援するめ、さいたま市が実施する制度融資（小口資金融資・中口資金融資・創業支援資金融資・セーフティネット資金融資・緊急特別資金融資）に伴う事業を受託し、融資相談・申込受付を引続き実施してまいります。

○勤労者福祉サービスセンターの概要

平成22年度をもって国庫補助金が廃止されることから、会員の拡大や補助事業の見直し、収益事業の確保など自立化への施策が急務となっております。

そこで会員拡大については、厳しい経済状況ではありますが、事業推進員による従業員10名以上の中堅企業に対する積極的な新規加入の働きかけを引き続き行ってまいります。さらに、団塊の世代の退職による会員数の減少を防止するため、ふるむ会員への取り込みも積極的に行ってまいります。

また、アンケートを実施するなど会員ニーズを的確に把握し、潮干狩りツアーや収穫体験などより魅力ある事業の提供に努めてまいります。

平成22年度事業概要

1. 創業／新事業創出支援事業

(1) 創業者支援セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）（1,768千円）

① さいたま市ベンチャー塾

創業者発掘の入り口となるセミナー。募集人員は30人程度で、年2回開催予定。選定テーマとしては、創業への啓蒙、創業段階の事業者の課題解決への糸口等、実務家の体験談等を事例に取り入れていく予定。他の創業者支援事業とも連携して、創業者の発掘及び継続的な支援へと結びつける。

- ・セミナー 年2回開催（各回定員30名）

② よく分かる起業成功セミナー

定員10名で8日間行う創業者向け実務コース。実際に創業を目指している方が対象であり、事業計画の作成、販路開拓、ビジネスプランのプレゼンテーション等のカリキュラムを行う。本セミナーに参加後、案産館への入居、SNB申込みなど、当財団の事業へと深く関わることが多い。案産館にて開催予定。

- ・毎週土曜日4～8日間コース 年3回開催（各回定員10名）

(2) 創業アドバイザー派遣事業（寄附行為第4条第1項第2号）（525千円）

多くの経営課題を抱える創業予定者、及び創業後の事業者を対象に、様々な課題の解決を図るため、登録されている創業アドバイザー（登録専門家）を最大で2回まで無料で派遣する。

- ・創業アドバイザー（専門家）の派遣（年間25回程度）

(3) インキュベータ（案産館）運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）（8,301千円）

創業準備コース（1室3名（社）×1室）、新事業コース（1室1名（社）×5室）の計8名（社）の収容規模を有するビジネスインキュベーション施設。インキュベーションマネージャーが基本的に常駐し、入居者に対しては総合的な支援を行っている。

① 創業準備コース

創業を志す方に、開業をより早く確実にを行うため共用オフィスを提供するとともに、インキュベーションマネージャーによるソフト面及び「創業アドバイザー制度」での支援を実施する。

② 新事業コース

創業間もない創業者（基本的に法人設立後）に対し、専用オフィスを提供し、インキュベーションマネージャーによるマーケティング等の支援を行い、事業のスタートアップ期における事業展開のスピードアップと雇用促進を図る。

(4) 案産館クラブ運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）（101千円）

案産館入居者、及び入居終了者等により構成される経営者組織であり、現在クラブ員数は約40名。会費は無料。21年度は研修会・交流会を2回開催。案産館退室後のポストインキュベーション事業。

- ・研修会 2回開催（各回定員10～20名）

(5) さいたま市ニュービジネス大賞（SNB大賞）運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）
（5,848千円）

さいたま市内の創業・新事業者、及びさいたま市内での事業展開を考えている創業・新事業者、第二創業を対象にしたビジネスプランコンテスト。22年度事業においても、成功確立の高い創業者、新事業者、優秀な新事業計画を発掘するために非常に有効なビジネスコンテスト。表彰のみならず、受賞者のPRも行っていく。

- ・年1回開催

(6) さいたま市ニュービジネス大賞受賞者特別支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）
（1,050千円）

上記SNB大賞において、一定の審査を通過した優れたビジネスプランに対して行う支援事業。販路開拓の専門家派遣、事業発展のための課題解決を行い、事業成功の支援を行う。本事業を通じ、成功事例を創出していく。

- ・一定の審査を通過した事業計画に対する特別支援事業を行う予定

(7) ベンチャー企業発掘・支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）（694千円）

有望なビジネスモデルを有するベンチャー企業を発掘・育成し、将来リーディングカンパニーへと成長しうる事業を創出していく。当初よりベンチャー企業となることを目指している少数の創業者・新規事業者を対象とし、実践的なベンチャー創業塾を5回開催する。

- ・研修会 5日間コース（5～7名程度）を1回開催

(8) 新製品開発補助事業（寄附行為第4条第1項第5号）（1,000千円）

大学等の研究機関と市内中小企業者が共同で行う新製品・新技術に関する研究、試作品開発事業に対し、補助金を交付する。

- ・補助金交付 1件

2. 相談事業

(1) 窓口相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）（14,101千円）

市内企業、創業予定者等に対し、財団窓口等で、中小企業診断士等の窓口相談員が、経営・創業相談に対応すると同時に、財団の各事業への誘導を図る。また、優秀な企業やビジネスプラン発掘、あるいは企業の課題解決のため、職員等が積極的に企業を訪問し、アドバイスを実施するとともに支援事業につなげていく。

(2) 専門家相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）（993千円）

税理士、弁護士等の資格保有者による相談会の他、コミュニティビジネス・創業・ホームページなど特定テーマによる相談会等を実施する。会場は財団相談室のほか、市立中央図書館、埼玉県創業・ベンチャー支援センター等で実施する。

- ・年間30回程度

(3) 専門家派遣事業（寄附行為第4条第1項第1号）（5,601千円）

事業の拡大を図る企業等の支援を中心に、様々な経営課題に対し登録専門家を派遣する。

- ・専門家派遣 年間260回程度

3. 経営力強化事業

(1) コラボさいたま講演会事業（寄附行為第4条第1項第3号）（661千円）

市内中小企業者及び創業予定者の経営力強化につながるテーマ・講師を選定し、講演会を開催する。併せて、財団の知名度向上にもつなげていく。

- ・コラボさいたま講演会 1回開催

(2) 研修会事業（寄附行為第4条第1項第4号）（326千円）

コミュニティビジネスの事業者を主な対象とした経営研修会を開催する。

(3) マーケティングセミナー事業（寄附行為第4条第1項第4号）（772千円）

支援企業発掘を目的として、マーケティングに関するセミナーを開催する。財団の特徴づけとしてこの分野をアピールしていく。

- ・3回開催 定員は各回30名程度を想定

4. 広報事業

(1) ホームページ運営事業（寄附行為第4条第1項第3号）（0千円）

財団の各種支援メニューの紹介、事業の案内及び申し込み、財団支援企業のPR、その他経営・創業に役立つ情報を発信する。

(2) 情報誌発行事業（寄附行為第4条第1項第3号）（3,240千円）

市内企業および創業予定者に対し、財団の支援事業及び支援先企業の活用事例を周知し、財団利用の促進を図る。

- ・情報誌「Next Stage」の発行 8,000部発行（うち6,000部送付）×年2回

(3) 財団広報全般事業（寄附行為第4条第1項第3号）（651千円）

財団の支援メニューや財団そのもののPRを実施する。

5. 調査分析事業

(1) さいたま市地域経済動向調査事業（寄附行為第4条第1項第3号）（2, 100千円）

さいたま市内の事業所の景気動向を、四半期ごとに、業種別、規模別に調査し、分析、公表することにより、市内の事業所に情報提供を行うとともに、さいたま市や財団が効果的な施策を推進していく上での基礎資料とする。

6. 産学連携事業

(1) 産学連携推進事業（寄附行為第4条第1項第5号）（13, 381千円）

さいたま市と埼玉県と共同で設置する「産学連携支援センター埼玉」にコーディネータを2名、職員を2名、計4名配置して下記の業務を推進する。

① 産学連携コーディネータの配置

産学連携を推進するため、経験豊かな企業OB等の産学コーディネータを配置し、産学官による共同研究体の形成、競争的資金の獲得支援、管理法人業務を通じた研究開発の推進などの活動を行う。

② 研究開発型企業の調査・発掘

研究開発型企業を訪問してニーズ調査を行い、企業のニーズに適した、大学等の研究機関をマッチングし共同研究等へ発展させていく。

③ 大学・研究機関シーズ調査・発掘

②における企業のニーズ調査に対応できる最新の技術シーズを企業に広く提供するため、大学等の研究機関の技術シーズを調査・発掘する。

④ 個別研究会（タスクフォース）の実施

大学の教育機能も活用して、大学の研究室と連携し、市内中小企業の課題解決へ導き出す個別研究会（タスクフォース）を実施し、研究成果を広く発表してその成果の他の中小企業への普及を目指す。

7. テクニカルブランド認証企業支援事業

(1) 技術開発支援事業（寄附行為第4条第1項第1号）（6, 000千円）

さいたま市テクニカルブランド認証企業が行う技術・新製品開発を支援する。研究開発の実行については、さいたま市産業創造財団から企業への委託の形で行うが、研究開発プロジェクト全体の管理についてはさいたま市産業創造財団が行う。

平成22年度は、研究開発の成果を広く普及させるための支援活動として、新たに「新市場開拓支援」を加え、自社開発の製品等を外国等新らたな市場へ投入しようと計画する

企業に対し、マーケティングリサーチ及び営業戦略立案、知財戦略、販路開拓、海外拠点設立等に係る専門家派遣又は専門機関委託等のハンズオン支援を行う。

(2) 経営強化支援事業（寄附行為第4条第1項第1号）（5, 800千円）

高度な知見を有する専門家をテクニカルブランド認証企業に派遣し、技術力を事業に結び付けていくために必要な、経営強化に係る支援を行う。

① 新事業開発支援

第二創業的にベンチャー的の事業等を新規に起こすことで経営強化や体質改善を図ろうとする、主に中小企業に対し、専門家派遣又は専門機関委託等のハンズオン支援を行う。

② カイゼン支援

経営・生産管理等のIT化やカイゼン運動、技術教育・技能伝承の強化、ホームページ改善等、ものづくりに係る改革により、経営強化や体質改善を図ろうとする、主に中小企業に対し、専門家派遣又は専門機関委託等のハンズオン支援を行う。

③ オープンイノベーション支援

テクニカルブランド認証企業が有する高度な基盤技術や製品を相互に融合させることによって、社会的な要請に応える新たな技術開発を効率的に行う仕組みとしての「オープンイノベーション」を立ち上げる支援を行う。なお、実施に当たっては、平成21年度に活性化させた「経営者会」をプラットフォームとし、テーマに則した企業の自主活動化の支援を目標とし、その過程で、必要な技術導入等に、広域的な産学官のネットワーク構築をコーディネートしていく。

(3) 人材育成支援事業（寄附行為第4条第1項第4号）（3, 200千円）

高度な知見を有する専門家や機関（組織）を活用し、研修会や個別指導を通じ、テクニカルブランド認証企業に対し、上記（1）の研究開発能力と（2）のマーケティング・事業化能力を融合させるための高度なマネジメントスキルの導入及び人材育成を支援する。

平成22年度は、平成21年度に高い成果が認められた「イノベーション開発研修」を引き続き本事業の柱に据えるほか、新たに、次世代を担うものづくりの幹部候補人材に対し、一定期間、継続的形式で教育する「ものづくり人材塾」を実施する。

8. 融資事業

(1) 融資事業（寄附行為第4条第1項第12～14号）（5, 270千円）

さいたま市が実施する制度融資に伴う受付調査業務を受託し、融資相談から受付まで中小企業者及び創業者の資金ニーズに迅速に対応し、利用者の利便性と地域産業の振興を図る。

① 融資制度の改正

セーフティネット保証1号から6号の認定を受けた市内中小企業者を対象に昨年1月に創設した「セーフティネット資金」融資制度について、平成22年3月31

日までの期限付きで融資限度額3,000万円を8,000万円、据置期間1年以内を2年以内と要件を緩和していたが、緩和措置を平成23年3月31日までに延長し、市内中小企業者の資金繰りの安定を支援する。

また、創業予定者及び創業して間もない中小企業者を対象とした創業支援資金融資について、現行の融資限度額を1,000万円から1,500万円に引き上げるとともに、申請要件の緩和として、事業開始又は会社設立後「3年未満」の条件を「5年未満」とし、制度利用者により一層の利便性を図る。

② 融資制度等の推進

(ア) 融資制度の周知及び広報

(イ) 融資の相談及び申込受付

(ウ) 融資枠の照会及び調査

(エ) 中小企業診断士への診断依頼

(オ) 出張相談会の実施

(カ) セーフティネット保証制度に伴う相談・申込受付・認定及びセーフティネット資金の申込受付

9. 勤労者福祉事業

(1) 勤労者福祉に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1項第7号関係）（171千円）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉の事業を実施するため、余暇施設、余暇活動、福利厚生等について調査研究を行う。

- ① 勤労者福祉サービス検討委員会の開催 年3回開催（委員8名）
- ② 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター東日本ブロック会議
- ③ 埼玉県中小勤労者福祉サービスセンター協議会
- ④ 指定都市中小企業福祉共済団体連絡協議会
- ⑤ 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター職員研修

(2) 勤労者福祉に関する情報提供事業（寄附行為第4条第1項第9号関係）（2,478千円）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業等について情報を提供する。

- ① センターニュース「ワークジョイさいたま」の発行（6,500部×6回）
- ② インターネット・携帯電話による情報提供

(3) 中小企業勤労者の福利厚生事業（寄附行為第4条第1項第11号関係）（55,583千円）

中小企業勤労者が、豊かで充実した生活を送れるよう各種事業を実施する

① 共済給付事業

入学・結婚・出産などのお祝金や、休業などのお見舞金の給付を行う。

② 生活資金融資あつ旋事業

結婚資金、出産資金、教育資金など不時の出費に対し融資のあつ旋を行う。

③ 健康の維持増進に関する事業

人間ドック・脳ドック受診料の一部補助（限度額6,000円）を行う。

④ 余暇活動援助に関する事業

(ア) 飲食・ショッピング施設等の割引

会員証の提示により会員が割引サービスを受けられるよう提携を行う。

(イ) レジャー施設の割引及び補助事業

レジャー施設の入場券・フリーパス券等の一部補助を行う。

(ウ) 宿泊補助事業

提携している旅行代理店で宿泊を伴う旅行を利用する場合、会員本人に限り年度1回4,000円を補助する。

(エ) 法人会員施設の利用補助事業

法人会員施設を会員が使用する場合に料金の一部補助を行う。

(オ) 各種チケットのあつ旋

・映画鑑賞券・コンサートチケットなどの割引販売を行う。

・コンビニエンスストアとの提携により、チケットを購入した場合の代金を一部補助する。

(カ) レクリエーション事業

日帰りバス旅行、映画鑑賞会、収穫体験などを開催する。

(キ) 自己啓発事業

親子で参加できるような料理教室など、サービス検討委員会の意見も参考にし、開催を目指す。

(4) 勤労者福祉に関するその他の事業（11,010千円）

会員の拡大を図るとともに、割引提携やサービスメニューの拡大など会員サービスの向上を図るため各種事業を実施する。

① 会員の拡大事業

(ア) 事業推進員及び職員の営業活動による会員の拡大を推進する。

(イ) 会員からの紹介による会員の拡大を推進する。

(ウ) 各種メディア等を利用したPR事業を行う。

(エ) 窓口でチケットや参加費支払をした場合、支払った金額の2%をポイントサービスし、ポイント数に応じて割引サービスを実施する。

(オ) 加入対象を退職者に限定した「ふろむ会員」制度を導入し、退職による退会の防止を推進する。

(カ) ガイドブックを発行する。

(キ) 中小企業退職金共済制度の周知を図る。

② 割引提携店の拡大

民間の福利厚生サービス「ライフサポート倶楽部」の加入を継続する。

10. 職員厚生事業

(1) 職員厚生事業（寄附行為第4条第1項第14号）（770千円）

職員の福利厚生の一環として設けている「職員厚生給与金規程」に基づき、職員の納付金（給料月額 $\frac{1000}{5}$ ）と財団負担金（職員納付金と同額）により、職員の結婚、出産、入学等の祝い金、見舞金、弔慰金等を支給する。